

**賃金支払実績確認表（出来高払制）**

**1. 助成対象事業者・賃金引上げ対象従業員**

助成対象事業者	
賃金引上げ対象従業員	

**2. 賃金の状況**

※支給申請時に提出する賃金台帳をもとに作成してください。

※③歩合給には、最低賃金の対象となる賃金を計上してください。

**(1) 支援期間前の時間単価（1年分を記載すること）**

	①	②	③	④	⑤	⑥=⑤/12	⑦=(①+②)/ ⑥+③/④
賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われ る諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給)(※) (円)	月間総労働時 間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
.....							
⑧引上げ前の基準に従って支払われた時間当たり賃金額 (⑦) の平均：							

(2) 支援期間の2か月目及び3か月目の時間単価

	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯=⑮/12	⑰=(⑪+⑫)/ ⑱+⑬/⑭
賃金計算期間 上段：始期 下段：終期	固定給 (最低保証額) (月給) (円)	毎月支払われ る諸手当 (円)	歩合給 (最低保証額) (月給) (円)	月間総労働時 間 (時間)	年間の 総所定 労働時間 (時間)	1か月の 所定労働時間 (平均) (時間)	時間 当たり 賃金額 (円)
.....							
.....							
⑱引上げ後の基準に従って支払われた時間当たり賃金額 (⑰) の平均：							

(3) 引上げ後の賃金の状況 (引上げ後2か月間)

⑲-⑧ 賃上げ額 (円)	
-----------------	--

5. 賃金引上げ額についての確認

- 引上げ後2か月間の時間当たり賃金額平均 (⑲) は、引上げ前1年間の時間当たり賃金額平均 (⑧) に比べて30円以上上回っている。
- 時間当たり賃金額は、引上げ前と引上げ後ともに常に東京都の地域別最低賃金を上回っている。